尼崎市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年9月25日 午後4時04分~午後6時46分

2 出席委員及び欠席委員

 出席委員 教 育 長
 德 田 耕 造

 教育長職務代理者
 濱 田 英 世

 委 員
 仲 島 正 教

 委 員
 德 田 雅 司

 委 員
 德 山 育 弘

3 出席した事務局職員

教 育 次 長 白 畑 優 教 育 次 長 西 野 信 幸 管 理部 長 尾田勝重 橋本謙二 施設担当部長 学校運営部長 梅山耕一郎 学校教育部長 平山直樹 教育総合センター所長 西川嘉彦 社会教育部長 牧 直宏 企画管理課長 高木健司 学 務 課 長 池下克哉 生徒指導担当課長 前田 裕司 社会教育課 中川 まゆみ スポーツ振興課長 竹 原 努 中央公民館長 久 山 修司 ひと咲きまち咲き担当局長 中浦 法 善 ひと咲き施策推進部長 吉 田 淳 史 ひと咲き施策推進課長 奥 平 裕 久 こども政策課長 太嗣 森山

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第40号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について
- (2) 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第3 協議・報告事項
 - (1) 尼崎市子ども・子育て審議会の審議内容について
 - (2) 地域振興体制の仕組みづくりについて
 - (3) 尼崎市いじめ防止基本方針の改正について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時4分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2「議事」の「議案第41号」は、個人情報にまで踏み込んで審議するこ

ととなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第41号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育 長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するた

め、公開しないことと決しました。

徳田教育長 また日程第3「協議・報告事項」の「地域振興体制の仕組みづくりについて」は、

庁内協議が十分に整っていないため、公開しないことが適当であると考えますが、

いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

よって、「地域振興体制の仕組みづくりについて」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあ

った事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告

と委員協議」の後に審議することといたします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。 高木企画管理課長。

企画管理課長 7月及び8月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおり

でございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。

7月及び8月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

德田教育長

次に、日程第2の「議事」に移ります。

「議案第40号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。久山中央公 民館長。

中央公民館長

中央公民館長でございます。議案第40号「尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の「議案説明資料」をご覧ください。「1 改正理由」といたしまして、本案は、尼崎市公共施設予約システムに抽選機能を導入することに伴い、尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則に定めのある公民館利用許可申請書の受付開始時期を他の公共施設と合わせようとするものでございます。また併せて、禁止行為について文言の適正化を図ろうとするものでございます。

続きまして、「2 主な改正内容」でございます。まず1点目でございますが、公 民館利用許可申請書の受付開始時期について、改正前は、中央公民館の大ホール、 小ホール及び31号並びに各地区館のホールについては利用しようとする日の3月 前、その他の部屋については利用しようとする日の2月前からとしているところで すが、改正後は、すべての部屋について、利用しようとする日の3月前の日の属す る月の初日からにしようとするものでございます。新旧対照表が31ページにござ いますので、こちらをまたご覧いただきますようお願いいたします。改正後が左側、 現行がに右側となっておりますが、第3条利用許可の手続きの第1項、(1)と(2) は削除とさせていただき、第1項の本文の中に削除した内容を記載しております。 続きまして、2点目の禁止行為の文言の適正化でございますが、物品の販売につい て、公民館の運用実態に合わせるとともに、他の公共施設の規則の文言との均衡を 図ろうとするものでございます。新旧対照表ご覧ください。禁止行為の第7条第5 号ですが、現行は物品を販売することとしておりますが、改正後は許可を受けない で物品を販売することとしております。これにつきましては、他の公共施設である 地区会館、トレピエ、地域総合センターについては、この、許可を受けないでとい う文言がございますので、公民館の実際の運用実態に合わせ、また、他の施設との 均衡も図るということで、この文言を追加させていただいております。続きまして、 「3 施行期日」でございます。1点目の利用許可申請書の受付開始時期の改正に つきましては、公共施設予約システムにおける抽選機能導入に合わせ、平成29年 12月1日施行としております。2点目の禁止行為の文言の適正化につきましては、 直ちに効力を発生させる必要があることから、公布の日から施行するものとしてお ります。なお、議40の付則には記載がございますが、すべての部屋の利用許可申 請書の受付開始時期を、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日からに 統一することに伴いまして、平成30年2月1日から同月28日までの間における 中央公民館の大ホール、小ホール及び31号室並びに各地区館のホールを除く各部 屋の利用については、平成29年12月1日から適用するとの経過措置を設けてお ります。以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議 の程、お願い申し上げます。

德田教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

礒田委員

禁止行為で、許可を受けないで物品を販売することとありますが、公民館ではどのような物品の販売が想定されるのか。

中央公民館長

具体的にはバザーがあります。実際のところ主催者が社会教育関係団体、公民館グループ等であり年に1回に限りまして、主催者の会員により制作された作品等についてこれまでも販売されていましたが、規定の文言上とは一致してなかったため、今回の改正に至ったところでございます。

德山委員

講演会で講師の方が書籍を販売していることがあるかと思うが、それも許可がいるのか。

中央公民館長

実際に公民館が主催する事業の講演会で、講師の方が講演に使う資料というかた ちで販売することは認めています。全国的にも特段認めないとはなっておりません。

礒田委員

講演が終わった後に、机の上で並べて販売されている書籍も資料と捉えるのか。

中央公民館長

その分につきましても、販売を認めております。

濱田委員

社会教育施設の中で社会教育に関することで、書籍以外でも販売を認めたりする ことがあるかと思うが、どの範囲まで許可しているのか。

中央公民館長

これまで、基本的にはバザーと講師の方の書籍の販売しか認めておりませんが、 他市では、社会貢献的なものにつきましては、営利行為ではなく非営利活動として 認めているという事例もありますので、その辺りについての緩和も検討していると ころでございます。

濱田委員

営利目的ではない社会教育などに関することでの、販売の規定緩和をぜひ検討してもらいたい。

中央公民館長

補足ですが、公共施設の予約システムの抽選機能の導入ですが12月1日から受け付け開始になりますが、それ以前の11月21日から抽選が開始されます。本議案が可決いただきましたら直ちに利用者の方に、こうした変更がございますと周知させていただいて、10月中旬以降に各地区会館で実施する利用者説明会にご参加いただけるように依頼する予定でございます。

德田教育長

他に質疑はございませんか。

德田教育長

質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。「議案第40号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

德田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は原案のとおり可決いたしました。

德田教育長

次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。

「尼崎市子ども・子育て審議会の審議内容について」を議題とします。説明を求めます。池下学務課長。

学務課長

学務課長でございます。それでは、報告事項といたしまして、「平成29年度第 1回尼崎市子ども・子育て審議会」の内容報告を申し上げます。お手元の資料41 ページから43ページをご覧ください。この審議会は平成29年9月6日木曜日午 後6時30分から、すこやかプラザ多目的ホールにて午後8時30分の2時間の予 定でございました。任期の関係で再任も含めて、委員が代わっており、今回審議会 の役員選出等が中心となっておりまして、今回の審議会は1時間程度で終了してお ります。1の「委員の自己紹介」でございますが、委員の自己紹介に加えまして、 事務局の尼崎市職員の自己紹介もございました。2の議題でございますが、(1) の「会長及び副会長の選出について」ですが、会長職は委員から推薦があり、勝木 委員が会長に選出されました。副会長職はこれも委員から推薦があり、西川委員が 副会長に選出されました。続きまして、(2)の「部会の設置について」ですが、 会長に選任された勝木委員から計画推進部会が設置されることが説明され、部会長 や委員の選出は会長の指名により後日文書に通知されることとなりました。(3) の「その他」のところですが、①の「尼崎市子ども・子育て支援事業計画の中間年 の見直しについて」では、事務局から計画見直しの概要について、資料に沿って説 明を行い、10月中旬に見直し作業に着手するとの報告を行っております。計画の 見直しは、第2回審議会の中心議題となります。この「尼崎市子ども・子育て支援 事業計画の中間年の見直しについて」は、子ども・子育て支援事業計画にかかる国 の基本指針のもと、新制度の支給認定を受ける子どもの人数に対して、適切な基盤 整備を整えるための計画で、保育所などの受け入れ態勢を整えるという意味になり ますが、計画期間は平成27年度から平成31年度となっております。平成29年 度はその中間年に当たりまして、兵庫県からは原則、中間年に見直しを行うよう年 度当初県下の全市町村に対して、通知があり、尼崎市におきましても今年度見直し をしようとするものです。状況としましては、平成28年度と比べて平成29年度 は3号の満3歳未満の1、2歳の子どもを中心に待機児童が増加しているところで す。この他、小学校の児童ホームの必要数の見直しも検討課題にあがっています。 次に②の「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について」事務局からアンケ ートの様式報告内容につきまして、委員より、児童ホームの待機児童数について質 問があり、事務局から尼崎市全体で355人になっているとの報告がありました。 次に②の「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について」事務局からアンケ ートの様式が示された資料に沿って説明を行い、9月6日当時の状況ですが現在各 校に配布されているところであり、児童生徒及びその保護者が回答しているところ であるとの報告がありました。委員より、アンケート内容が非常によく整理された

ものであり、どのように作成したのかとの質問があり、事務局から、アンケートは 武庫川女子大学の矢野教授に調査・分析を委託しており、設問も矢野教授が案を作 成し、こども政策課との協議の上でこの形になっているとの報告がありました。次 に③の「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」 ですが、事務局から資料の説明はなく、前年度議論された結果としてご清覧いただ きたいとのことでありましたが、質問は出なかったため、本議題は終了しました。 第2回目の審議会ですが、先ほども少し触れましたが、尼崎市子ども・子育て支援 事業計画の中間年の見直しについて活発な議論がなされる予定になっております。 平成29年度から委員が変わっておりますので、委員紹介役員選出が中心になって おります。次回の開催でございますが、開催は10月中旬が予定されております。 平成29年度第1回尼崎市子ども・子育て審議会の審議内容について報告をいたし ました。よろしくお願いいたします。

德田教育長

報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員

見直しというだけで、今後新しい施策が出てくるということはないのか。

こども政策課長

見直しにつきましては、平成27年4月から復活しました、子ども・子育て支援新制度という、保育所や児童ホームの待機児童対策、地域の子育て支援事業等の13事業をまとめたものでございます。尼崎市におきましても保育施設が平成29年4月1日現在で87人の待機児童が発生しております。さらに来年度、再来年度の2ヵ年で子どもたちの推計と現在の保育所等での入所見込み等を掛け合わせて算出しますと、今後も待機児童は増えるであろうと予想されます。子どもの数は少なくなってはいるものの、経済的な事情や、女性も出産後も引き続き職場で働いてもらおうという意識が高まっている関係で女性就労率が子どもの減少を上回る形になっておりますので、今後も待機児童は増加傾向にあるかと思います。保育所の新設のために関係課が予算計上しておりますが、手を挙げてもらえる方がなかなかいなかったり、6人以上19人以下の小規模保育事業所というのも予算計上しているのですが3分の1程度しか事業者の方の手が挙がりませんでした。今後も国の補助制度も活用しながら先進的な取組み等も参考にして、保育事業に対しまして定員を確保する施策を積み上げていって待機児童を少しでも減らすような形で取組みを進めていきたいと考えております。

濱田委員

そのような取組みが今後報告に上がってくるということか。

こども政策課長

基本的には予算を伴うものですので庁内で固めた上で、まずは子ども・子育て審議会にかけて、まとまりましたら報告させていただきたいと考えております。

濱田委員

それらの事業とわいわいキッズプランあまがさきとの兼ね合いはどうなっているのか。

こども政策課長

わいわいキッズプランあまがさきは次世代育成支援対策推進行動計画で、尼崎市で子どもを出産し、育てやすい街づくりの推進を目指す計画を、平成27年度に子ども・子育て審議会の方に諮問し、平成28年4月から4ヵ年間の計画でありまして、待機児童対策の事業計画とは別になります。事業計画は主には児童ホームや保育所の待機児童対策、地域の子ども・子育て事業に関する計画です。

濱田委員

両計画はリンクすることはないのか。

こども政策課長

共働きの家庭であれば子どもを預けることができる施設がなければ、子どもを産 み育てやすい街づくりには繋がりませんので、リンクしていることになります。非 常に関連している計画でございます。

濱田委員

上手くリンクさせるようにして、教育委員会に関係することは報告するようして もらいたい。

德田教育長

他に質疑はございませんか。

德田教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

続きまして「尼崎市いじめ防止基本方針の改正について」を議題とします。説明を求めます。森山こども政策課長。

こども政策課長

こども青少年本部事務局こども政策課長でございます。それでは、お手元に配布 のシートに従い、尼崎市いじめ防止基本方針の改正(案) にきましてご説明申し上げ ます。この改正につきましては、本年4月の教育委員会定例会におきまして、国の いじめ防止基本方針の改正の主なポイントと、本市の今後の対応及び作業スケジュ ールにつきまして、ご説明させていただいたきます。内部で改正作業を行い、市長、 両副市長、教育長もご参加いただきました庁内での協議、また、教育委員会の附属 機関であります「尼崎市いじめ問題対策審議会」での協議を経て、改正案をまとめ たところです。それでは、順次シートに従い、ご説明申し上げます。1ページ下段 をお開き願います。①これまでの経緯です。小・中学校等に在籍する児童・生徒に 対するいじめの防止対策を定めた「いじめ防止対策推進法」が記載のとおり平成2 5年9月に施行され、それを受け、平成25年10月に国の基本方針が、平成26 年度中に本市の各学校の基本方針が策定され、本市のいじめ防止基本方針も平成2 8年1月に策定したところです。法の附則に、「法施行後3年を目途に法の施行状 況を把握し、必要がある場合は必要な措置を講ぜられるものとする」と規定されて いましたことから、記載の国の有識者会議にて、法に基づく取組状況の把握と検証 が平成28年度中に行われ、同会議から平成28年11月に提言があり、記載のと おり国において平成29年3月に国の基本方針の改定と、新たに「いじめの重大事 態に関するガイドライン」が策定されたところです。これを受け、本市のいじめ防 止基本方針に照らしたところ、本市のいじめ防止基本方針の改正の検討の必要が生 じたものでございます。2ページをお開き願います。上段の②本市の基本方針の改

正でございますが、記載のとおり、1の「国の基本方針の改正内容を受けた部分」 と2のいじめの防止等に係る具体の事務事業の時点修正、3の基本方針策定後の約 1年半を振り返っての3つの視点で改正の検討を行ったものでございます。なお、 3につきましては、現時点で改正を要する箇所がなかったため、今回の改正は、1 と2の視点をもとに改正案をまとめました。次に本市の基本方針の改正の検討経過 でございますが、22ページから26ページまでの「国のいじめ防止基本方針の改 定内容と尼崎市いじめ防止基本方針の改定に向けた整理内容」をご覧願います。こ の表の一番左の欄は国の有識者会議の意見でNo.1~No.35までの35項目の提言が ございまして、それを受け、その右の欄がその35項目それぞれに対応した国の基 本方針の該当項目で、改正前要旨と改正後要旨で整理しております。この国の基本 方針の各項目の改正を受け、その右の欄の市の基本方針の該当項目をまずピックア ッフする作業を行い、追記や修正等の本市の基本方針への反映が必要かどうかの検 討作業を行ったところでございます。本市の基本方針で改正が必要と判断した項目 は、シート上で網掛けをしているところで、No. 3以下、7項目ございました。それ では、2ページに戻ります。下段の3国の基本方針改正をふまえた主な改正点を順 次、ご説明いたします。

就学前段階からの取組み 就学前段階から、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組みを促すとの意見を受け、国の基本方針も改正がなされたところで、本市の取組みの現状の記載箇所として、「幼稚園や保育所等において、日々の生活や遊びを通じて、様々な人と関わること、人を認めることなどを学ぶ取組みを進めている。」と記載する追記する。教職員の業務負担軽減について、生徒指導専任教員の配置、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を推進する。本市及び学校の取組みの課題の記載箇所として、「特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、学校で組織的に対応するためには、学校に設置されているいじめ対策組織への報告や参集して対応を検討するなどの時間を確保する必要がある」と記載し、本市及び学校の取組みの対応策の記載箇所に「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣、「学校支援専門家派遣事業」の実施などにより、いじめに適切に対処できる体制を作るとともに、教職員の日常業務の負担軽減に取り組む」と追記しております。

国の有識者会議の意見として、学校評価においては、学校におけるいじめ防止等の対策の取組み状況を積極的に評価するよう促すとの意見を受け、国の基本方針も改正がなされたことを受け、本市及び学校の取組みの課題の記載箇所として「学校は、定期的な調査の実施やいじめの組織的な対応等、各学校のいじめ防止基本方針に基づき取り組む必要がある。」と記載し、本市及び学校の取組みの対応策の記載箇所に「教育委員会は各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に必要な指導、助言を行う。」と記載し追記しております。

いじめの解消として、いじめの解消の定義を明確化し、学校はいじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底するとの意見を受け、国の基本方針も改正がなされたところで、いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満

たされている必要があり、①いじめに係る行為が止んでいること(相当期間継続していること、少なくとも3ヵ月が目安。)、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人及び保護者に対して面談等により確認が必要。)との記載が追記されております。重大事態について、具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、法1号重大事態の範囲の明確化を図る。また、重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成するとの意見を受け、国の基本方針も改正がなされたところで重大事態への対処の項に、「重大事態への対処については、国の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に基づき適切に対応する。」と追記する。

次に2つ目の視点で、④事務事業の時点修正に係る主な改正点として、④-1法 に基づく尼崎市いじめ問題対策連絡協議会、この協議会の主なミッションは学校そ の他関係機関のいじめ問題に関する情報共有及び意見交換、連絡調整で市の条例設 置の会議体とし本市のいじめ防止基本方針策定後の平成28年4月に設置されたこ とに伴う改正。④-2学校支援専門家派遣事業が平成28年度新規事業として立ち 上がったことに伴う改正。④-3情報モラル教育について、児童生徒だけでなく保 護者への啓発も大切であるとの考え方から児童生徒と保護者の両者を対象とするこ とを明記しています。次に今ご説明いたしました改正内容につきましては、8ペー ジから21ページまでの新旧対照表のとおり整理し、赤字がラージ1の視点での改 正で国の基本方針の改正内容を受けた部分で、青字はラージ2の視点で具体の事務 事業の時点修正などを受けた部分でございます。ご清覧願います。 5ページ下段に 戻り、⑤今後のスケジュールでございますが、本日の教育委員会会議でのご協議を 経て、11月上旬の市議会の常任委員協議会に報告し、最終的に11月中旬に市長 決裁で改正手続きを行っていきたいと考えております。改正した本市の基本方針を 受け、各学校の基本方針の改正を行っていただく予定としております。以上が、尼 崎市いじめ防止基本方針の改正案の説明ですが、これに併せて、基本方針を策定し てから1年半が経過し、その間、基本方針にも記載しております「いじめの防止等 のための組織体制」のこれまでの振り返りを6、7ページを使ってご説明いたしま す。6ページの「尼崎市いじめ問題対策協議会」は、法を根拠とした条例設置の会 議体で、委員構成は記載のとおり、関係機関、関係団体、本市職員、学校長のほか、 現場の最前線で取組みを行っている現場の教員にも参画していただいています。そ のミッションは、記載のとおり、いじめ問題の情報共有及び意見交換、また関係機 関及び団体相互の連絡調整としており、昨年度の開催実績は2回で、主な結果とし て、PTA委員から各学校で保護者向けに行われている携帯電話のスマホの正しい 使い方に関する講演会が実施されているが参加者が少ないことが気になるので、保 護者が学校に多く集まる時に併せて実施してはどうかとの提案があり、可能な限り 各学校において実施手法の工夫の検討を行うこととしました。

7ページの「尼崎市いじめ問題対策審議会」は、法を根拠とする条例設置の教育委員会の付属機関で、委員構成は記載のとおり、各分野の専門的見地から、そのミッションである①いじめの防止等のための対策の検討のほか、②いじめの重大事態の調査及び同種の事態の再発防止の検討を担っていただいております。昨年度の開催実績は2回で主な結果として、具体的な事例研修を行いました。複雑ないじめ問題について、各専門家の視点で解明追及をすることにより、多角的な視野によるい

じめ問題への捉え方や対処方法について知ることができました。以上で説明を終わらせていただきます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 直近の尼崎市のいじめを認知した件数はいくらか。

生徒指導担課長平成28年度末で小学校が59件、中学校で85件です。

徳山委員 他の市町村と比べてどうか。

こども政策課長 平成28年度で小学校から高等学校、特別支援学校まで含めた件数が158件です。国では児童生徒1,000人当たりの件数を算出しますので、それを尼崎市の

児童生徒数で割り戻しますと、平成28年度は4.7件です。平成28年度の全国につきましては、現在算出中ですので、平成27年度では16.4件です。平成27年度の兵庫県につきましては、11.3件となっております。ただ、全国的に最大値と最小値がかなり開きがあり、最大値の京都府では90.6件、最小値の佐賀県では3.

5件となっております。

徳山委員 文科省の研修で、いじめの件数が少ないところはいじめを発見する体制が整って

いないだけで、実際にいじめが少ないわけではないと言われています。文科省の定義ではいじめの範囲も広く、こどもの基準でいじめられていると感じればいじめに該当としていますが、そのいじめを発見する体制について方針で謳われている箇所

はあるのか。

こども政策課長いじめの認知情報がありましたら、すぐに事実確認を行いまして、いじめがあれ

ばいじめを止めさせて、いじめを受けた児童生徒を守ります。いじめた側を指導し、 場合によっては加害者側にも支援をする必要があるので、その場合は支援を行って

いきます。

徳山委員 いじめを発見して報告するシステムはどうなっているのか。

生徒指導担当課長 日常的な生徒観察が一番大事であり、子どもの変化に気づくことです。それ以外

にはアンケート調査も実施しております。小学校、中学校ともに学期に1回行い、 いじめだけに特化したアンケートではなく生活の中で困っていることがないか等の

アンケートを実施しております。

徳山委員 文科省の研修では京都府はいじめが多いのではなく発見する能力が高いかのよう

言われ方だったのですが、それは何の違いか分析されていますか。

生徒指導担当課長 京都府が実際どの程度の案件を挙げているのかは分からないのですが、その辺り

の比較は出来ていないところでございます。

徳山委員 尼崎市のいじめを発見した時のフローとしてはどうなっていますか。

生徒指導担当課長

通常問題行動等の報告については月末締めで翌月5日までに報告としており、いじめについても従来までは同じ方法をとっていたのですが、月初に起こったものは1カ月程報告が遅れることになりますので、現在のところはいじめを認知した段階でまず教育委員会に一報いただき、その後どのように学校が対応したかの部分には随時報告をいただいています。今年度からは3ヵ月を目安に解消することとしていますので、いじめと認知されたケースは毎月3ヶ月間変化を含めて報告してもらうようになっています。

徳山委員 最初の段階で緊急度を判断する作業は明記されているのか。

生徒指導担当課長

担任の捉え方の違いでいじめか、いじめでないかの違いがあってはいけませんので、各学校ではいじめ防止の基本方針を作っており、各学校でいじめ対策委員会を設置し、担任や他の教員であってもいじめを認知した段階でいじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会の中で事実確認をどのように行うのか、その後の指導はどうして行うのかの方針を決めた上で教育委員会に報告してくるというフローになっています。

徳山委員 そのフローはいじめ防止基本方針にも盛り込まれているのか。

こども政策課長

国は国の基本方針、尼崎市はいじめ防止基本方針というように、それぞれ役割があり、各学校においても国や市の基本方針を参酌しながら、各学校でより具体的な取組みの基本方針を定めるとなっております。フロー図についても各学校で確立されてはよいのではないかと考えております。

德山委員

各学校のフローを教育委員会がどれだけ把握しているかが重要で、形を作ったからといって事故が起きた時に許されるわけではない。それぞれの学校の裁量はあるかとは思うがいじめが起こって、死亡事故が起きた時に訴えられるのは市であるから、フローはしっかりと教育委員会で把握して、フローが出来ていないところは教育委員会で指導していくべきではないか。

生徒指導担当課長

フロー図として図式化したものは各学校では特には作っておりませんが、平成26年に各学校でいじめ防止基本方針を策定した段階で各学校の分を集めており点検しておりますが、今回市の基本方針の改定に伴って各学校の基本方針を進めていただいているところですが、それについては各学校で改定ができた時点で教育委員会として集めて確認します。

徳山委員 体制をどれだけ整えているかというのを具体的に確認したいので、各学校で作成

してもらったそのフローを、また教育委員会に報告してもらえないか。

こども政策課長

他都市の状況も参考にしながら各学校でフロー図を作れるように、教育委員会事 務局と今後協議を行って参りたいと思います。

仲島委員

学校は作成する時間もないし、学校側はいじめへの対応に時間をかけるべきと思うので、もし作るのであれば教育委員会の方で作って提示しなければいけないと思う。

また、先ほどの京都府のいじめの認知数が多い件ですが、例えば給食時間に、「それを配ったらいけない」と言われただけの場合でも捉え方によってはいじめになる。しかし、そういったことにも耐えていかなければいけない。すべてをいじめと捉えるのではなくもう少し寛容になってほしい。

德山委員

死亡事故があった場合、ご遺族の方は国と市、学校と訴えていくと思いますが、 国は方針を作るように教育委員会に指示しているから大丈夫という言い方をし、先生は尼崎市の定めた方針に従って対処していますとなり、そうすると尼崎市で定めた方針というのは本当に機能していたのかとういうところが争点になる。いじめを発見した時にどうするかのフローを分かりやすく作って、各学校に周知できていれば、事故自体も減らせると思うので、そこだけはある程度分かりやすくしとかないといけない。また、他市の教育委員会はどのような体制をとっているのかということも情報収集して、同じぐらいの体制はとっておくべきだと思う。

德田教育長

事務局で本日出た意見も踏まえた上で、どのような対応ができるのか考え、もう 一度提案してもらいたい。

德山委員

資料3ページの③-2の教職員の業務負担の軽減を推進するは、非常によい提言ですが、これはいじめだけに限定されるものか。

こども政策課長

先日も文部科学省から新聞発表で教員の事務支援ということで、教員の事務作業 を代行するスクールサポートスタッフを財政当局と調整していくということでした ので、いじめ対応だけではなく学校業務全般の負担軽減となっております。

礒田委員

小中学校でのいじめ事案についての発見だが、学校の先生方からの発見は少なく、 保護者や子どもからの報告の方が多いかと思うのだが、どれくらいの割合が先生か らの発見であるのか。

こども政策課

国のほうではいじめの発見の種別を分けております。たとえば平成28年度のケースで言いますと、尼崎市では32.9パーセントが本人からの訴え、27.9パーセントが保護者からの訴え、13.3パーセントが学級担任が発見するとなっております。他都市の例によりますとアンケート調査での発見が全国的には50パーセントを超えているのですが、尼崎市は本人または保護者からの訴えによって判明する

のが多いというのが特徴になっているのかと思います。

礒田委員

13.3パーセントが現場の先生方の発見ということですが、お子さんが感じられているいじめであるという感覚を、先生方はどのような形で認識されるかという、その辺りを先生方に共有していくことが必要であると思う。

仲島委員

いじめられている生徒に、相談したい相手は誰ですかと聞くと、担任や親は身近過ぎてあまりなく、担任以外の先生や校長先生、スクールカウンセラーの先生の方が相談しやすいと答えが返ってきます。例えば担任に言うと、それぐらい我慢しなさいと言われるが、スクールカウンセラーの先生であれば、傾聴してくれる。その存在はとても大事である。担任が発見するのはしんどいと思うが、それに適した人材が別にいるのでその人に日頃から相談できるようにすれば、生徒も何かあった時に相談に来やすくなると思うが、実際には常に学校にいるわけではないのでその体制を本当は抜本的に改革していかないといけないと思う。

礒田委員

中学校の場合であれば教科担任制であるからそれでよいかもしれないが、小学校 は朝から夕方まで給食の時間も一緒でほとんどの時間を生徒は担任の先生と過ごす ので、担任の先生が発見する率がもう少し上がってもよいのかなとは思う。

德山委員

尼崎市がアンケートで認知するのはどれぐらいなのか。

こども政策課長

平成28年度では158件中、7件ということで4.4パーセントになります。

仲島委員

アンケートも本当は学期に1回ではなく2週間に1回ぐらいのほうが良いと思う。 それも量が多いアンケートではない方がよいと思う。

德田教育長

細かい話にもなってきているのですが、基本方針のことではどうでしょうか。今のお話のことについては、また改めて報告していただけたらと思います。

仲島委員

基本方針についてはこれでよいと思います。現場の先生は大変忙しくてしっかりと中身まで見ることは難しいとは思いますので、現場の管理職が足りないと思うところはフォローするようにしていけたらよいと思う。

德田教育長

5ページのスケジュールですが10月23日に教育委員会(予備)とあるのですが、ここで再度、先ほど出ていた内容も含めて報告していただくということでいかがでしょうか。また、他に気になることがあれば直接事務局に言っていただいたらその時答えられるようにしておきます。

德田教育長

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

德田教育長

次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木 企画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。総務関係では9月12日から市議会定例会が開催さ れまして、9月13日からの一般質問で質問がありましたのは、就学援助の関係で 入学準備金の項目がございますが、入学前に事前に前倒し支給してはどうかという ご意見がありました。また中学校給食が掲げる全般の質問がございました。そして 9月21日の文教委員会では一般会計補正予算といたしまして、園田南小学校の増 築の債務負担行為について増額を求めるもの、それと中学校給食の自校方式を求め る陳情がございました。特に文教委員の方では、早期の実施や食中毒等の安全面、 またセンター方式のメリット、デメリットや経費比較について等のいろいろな質問 が出ました。特に経費比較についてはその場でお示しすることが出来ず、計画が出 たところでまたお示しするとご説明しております。続きまして学校教育関係でござ いますが、ご清覧のとおりでございます。次に社会教育関係でございますが、9月 4日第3回社会教育委員会議が行われまして、社会教育関連事業の施策評価などが 行われ、また29年度のこれまでの事業報告が行われたと聞いております。そして 9月23日には2017年スペシャルオリンピックスで障害者のスポーツ競技大会 の日本・近畿ブロック大会が開催され550名の参加があったとのことです。10 月の主要行事予定でございますが、10月の4、5日の決算特別委員会の総括質疑 が行われます。10月7日みんなの尼崎大学の入学式がひと咲きタワーに行われ、 公民館事業一部が開催されたり公民館職員が実際に説明を行ったりなどがありまし た。10月16日阪神7市1町教育委員会連合会研修会が21世紀の森等で行われ ます。次回の教育委員会定例会は10月23日を予定しております。以上でござい ます。よろしくお願い致します。

德田教育長

報告内容に質疑はありませんか。

仲島委員

入学準備金の前倒しのことを教えてもらいたい。

企画管理課長

学務課所管の就学援助費でございますが各学期末に、年に3回支給されます。入学準備のための就学援助というのは、例えばランドセルや上履きの購入などに一定の金額が支給されるのですが、1回目の支給が7月ですので、事前に立て替えて購入にしていただいたものを、清算払いで支給することになります。本来その立て替え自体が非常に困難なご家庭も多い中で、4月の前段階で事前に支給してはどうかという意見がございました。現在では、6月1日に税改正が行われるため直近の税情報を元に審査をし7月末に支給するとの取扱いになっていますが、それを例えば入学前の2月や3月に支給するという事は前年度の税情報を元に審査をすることになりますので、税の公平性の観点からも直近の税情報を見るべきではないかということで検討を控えていたのですが、他都市の動向も踏まえ、要望があったものでございます。教育委員会としては前向きに検討させていただきますとご答弁させていただいておりますので、今後教育委員会でも事前に支給できるように進めて参りた

いと考えております。

仲島委員 他都市でも小さい市であればできるかもしれませんが、大きい市であればいろい

ろな問題も出てくると思うので難しいとは思う。

徳山委員 貸し付けて後に清算という方法は検討対象に入っているのか。

学務課長 貸し付けは検討対象に入っておりませんが、入学前に支給出来るような仕組みを

今から考えていきたいと思っています。

企画管理課長 一点報告が漏れておりました。教育委員会としましては避難部に属しておりまし

て、9月17日に台風18号の影響で、自主避難者が10名おり4小学校を開設して対応いたしました。内訳としましては、園和小学校に4名、成徳小学校に3名、

浦風小学校に2名、竹谷小学校に1名の計10名を受け入れました。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、

ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~~~~~~以下 議事の大容は非公開とする~~~~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会9月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会9月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時46分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会9月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。